

請願第 5 号

所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書提出に関する請願

1 受理年月日 平成 2 7 年 9 月 4 日

2 請 願 者 立川市曙町 2 - 2 6 - 6
立川民主商工会
会長 鶴田 優 外 1 名

3 紹 介 議 員 永元 須摩子、稲橋 ゆみ子

4 請願の要旨

所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書を、国に上げてください。

5 請願の理由

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、日本の税制は、家族従業者の働き分（自家労賃）を、所得税法第 5 6 条「事業主の配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者 8 6 万円、配偶者以外の家族 5 0 万円が控除されるのみで、最低賃金にも達していません。この事によって、社会保障や行政手続きなどの面で障害が生じています。

青色申告にすれば給料を経費にできるという所得税法第 5 7 条は、税務署長への届け出と記帳の義務などの条件付きであり、申告の仕方での納税者を差別するものです。

2 0 1 4 年 1 月に、すべての中小業者に記帳が義務化されており、所得税法第 5 6 条による差別は認められません。家族の人権を認めない所得税法第 5 6 条は廃止すべきと、全国でおおよそ 4 0 0 自治体が国に意見書を上げています。又国連の女性差別撤廃委員会からも「所得税法第 5 6 条は女性に不利益を与えるのではないか」と異議が出されました。

世界の主要国では、家族従事者の人格・人権、労働を正當に評価し、その働き分を必要経費に認めています。政府は 5 6 条廃止に向けた検討を始めていると答弁していますが、いまだ実現していません。家族従業者の人権保障の基礎を作るために、早急に廃止するよう意見書を提出してください。

6 請願事項

所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書を提出する事